

就労支援課

ご案内パンフレット

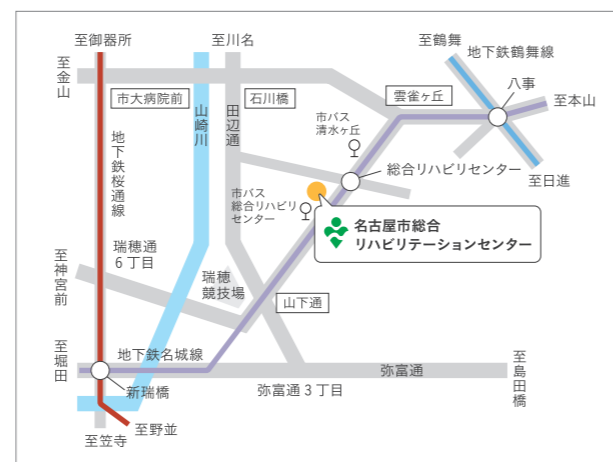


社会福祉法人
名古屋市総合リハビリテーション事業団

〒467-8622 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地の2
TEL 052-835-3811 FAX 052-835-3745
URL <http://www.nagoya-rehab.or.jp>

ACCESS

- 地下鉄名城線「総合リハビリセンター」下車 1番出口
- 金山から市バス金山14系統「総合リハビリセンター」下車
- 新瑞橋から市バス瑞穂巡回「総合リハビリセンター」下車



名古屋市総合リハビリテーションセンター
障害者支援施設



事業団
公式 Mascot キャラクター
「りはみん」

今の自分を
知ることに。

大切なのは、



就労支援課について About

就労支援課では、仕事に就くための準備訓練を行い、新規就労および復職に向けた調整を支援しています。また、就職(復職)後に安定して働き続けていくための、定期的なサポートを行っています。

就労支援課の考え方・方針 Approach / Policy

私たちは、①働く上での自身の状況を知り、対処できるようにすること、②自分に合った業務、環境で安定して働き続けることを重視しています。「新たな自分」、「マッチした就労」で、長く働き続けていけるように支援していきます。

就労移行支援

STEP1

「自分を知る」
各種職業適性検査、作業体験から、働く上での課題や問題点を一緒に探っていきます。

STEP2

「仕事に備える」
仕事のシミュレーションを通じて、STEP1で明らかになった課題や問題点を補う方法や手段について考えます。

STEP3

「仕事を見つける」
自分にあった働き方に向けて相談を進めていきます。また、職場見学や実習(施設外支援)なども実施します。

STEP4

「アフターフォロー」
就労後も仕事上の悩みなどの相談を承ります。必要に応じて事業所との調整も行います。(原則6ヶ月間)

就労定着支援

就労後6ヶ月以降については、「就労定着支援」をご利用いただけます。



職員体制 Staff Organization

※就労移行支援と就労定着支援を一体的に運営する体制となっています。

サービス管理責任者

事業のサービス運営を管理します。

職業指導員

主にワークショップ(模擬職場)にて、職場適応や作業面をサポートします。

就労支援員

就労移行支援での利用計画作成や、企業との調整をサポートします。

ジョブコーチ

就職後のジョブマッチングから定着までをサポートします。

就労定着支援員

職場への定着や関係機関との連絡・調整など長期的な安定就労をサポートします。



Nagaoka City Rehabilitation Agency

就労移行支援事業

サービス概要 Service Overview

1

対象者

- ①身体障害者手帳(肢体不自由・視覚障害)をお持ちの方。
- ②「高次脳機能障害」との医師の診断を受けている方。
- ③当センターの「施設入所支援」を利用しながら「就労移行支援」の利用を希望する方。

2

定員

46名(1日あたり)

3

利用期間

原則8ヶ月の利用契約となります。

4

費用

1日あたりにかかる費用は、サービス利用料(1割負担)+食費(実費負担)となります。詳しくは職業相談の際にお尋ねください。

サービス内容 Service Contents

ワークショップ(模擬職場)



データ入力・表作成、文書作成、スキャニング(PDF化)、コピー・ファイリング、メール作成 など



各種組み立て・分解作業、鋼材測定、各種ピッキング・仕分け、運搬、封入・丁合、製本・印刷、簡易清掃 など

グループワーク



ビジネスマナー、各種サービスや制度、障害の知識、就職面接対策講座 など

就職・復職支援



ハローワークや就職面接への同行、復職調整や面談への同行、ジョブマッチング支援、関係機関との連携 など

1日の流れ Flow of the day

土・日・祝日・年末年始はお休みになります。利用日数はご相談に応じます。

10:00 ▶ 10:45	11:00 ▶ 12:15	13:15 ▶ 14:30	14:30 ▶ 16:00
朝礼・訓練	休憩	訓練	昼食
		昼礼・訓練	休憩
			訓練

就労定着支援事業

サービス概要 Service Overview

就労移行支援等を利用して一般就労(復職)された障害者に対し、一定期間、就労定着のための継続的なフォローを実施するサービスです。

1 対象者 主に身体障害者(肢体不自由・視覚障害)および精神障害者(高次脳機能障害)で、自立訓練または就労移行支援等の利用後、就職・復職してから6ヶ月が経過し、継続的な支援を希望される方。	2 利用期間 原則、就職(復職)した日から3年6ヶ月までの期間が上限となります。	3 費用 ひと月の費用は、定額の利用料(1割負担)となります。詳しくは、ご利用時の担当支援員にお尋ねください。
--	--	---

サービス内容 Service Contents

来所相談 ※事前予約が必要です。 平日 基本的には就労移行支援利用時の担当支援員がご相談を承ります。 ※受付時間 8:45~17:30 第3土曜日 個別相談ブースを設けます。	働く仲間の集い 毎月第3土曜日に当センターにて、茶話会、勉強会などを開催し、利用者の方々の交流の場を設けます。	職場訪問 障害特性、必要な配慮について説明し、働きやすい職場環境に向けた働きかけを行います。
---	---	--



カタチになる。
わたしの「働きたい」が、

利用者さんの声 Voice of available bidder

広報補助業務で新規就労した Aさん できることとできないことが理解できたことで、できないことは人をお願いし、できることは自分で行うことで働きやすくなりました。	事務補助業務で復職した Bさん 利用する前は不安な気持ちばかりでしたが、仕事のシミュレーションを通して、自分の気持ちを切り替えることができました。
---	---

よくある質問Q & A Frequently Asked Questions

Question Q.1 障害がある状態でも働けますか?	A.1 ご本人や周囲が障害を理解し、社会生活を送る上で問題となる行動をできるだけ未然に防ぐように対応することで、問題が最小限にとどまることもわかっています。ご自身の障害を認識し、対処法を身につけ、周囲の配慮を受けながら安定して働いている障害者はたくさんいます。
Question Q.2 採用面接や打ち合わせのみで、本当に仕事ができるのかどうか不安があります。	A.2 当センターの就労移行支援には、「職場実習制度(施設外支援)」があります。事前に事業所と調整して受け入れが可能であれば、一定期間の職場体験が可能です。実際の仕事を通して、障害者と事業所の双方が適性を見極めることができます。

ご利用の手続き Use Procedure

	就労移行支援	就労定着支援
STEP1	お問い合わせ 総合相談室(施設入所中の方は生活支援員)にお問い合わせください。	お問い合わせ 就労支援課(管理者もしくは担当していた就労支援員)にお問い合わせください。
STEP2	職業相談 ご利用にあたり、職業相談を受けていただきます。総合相談室にてご予約ください。	利用面接 担当支援員(原則)が面接を行い、就労状況やご利用希望をお伺いします。
STEP3	必要書類の準備 申請にあたり、「サービス等利用計画」の提出が必要です。作成は、地域の特定相談支援事業所に依頼できます。あわせて「就労定着支援」については、お住まいの自治体により「在職証明書」が必要になる場合があります。	
STEP4	市町村福祉課への利用申請 お住まいの市町村(福祉課)に利用申請をしてください。	

お電話でのお問い合わせはこちら



総合相談室
就労支援課

(052)835-4005
(052)835-3692

※平日9:00~17:30まで